

法人県民税・事業税・特別法人事業税等の税率は次のとおりです。

(税率は令和4年4月1日以後に開始する事業年度のものです。それ以前の事業年度については各県税事務所にお問い合わせください。)

1 法人県民税均等割

区分	税率(年額)
資本金等の額が1,000万円以下の法人又は公共法人及び公益法人等	20,000円
資本金等の額が1,000万円を超える法人	50,000円
資本金等の額が1億円を超える法人	130,000円
資本金等の額が10億円を超える法人	540,000円
資本金等の額が50億円を超える法人	800,000円

2 法人事業税・特別法人事業税・法人県民税法人税割

事業の区分 地方税法 第72条の2 第1項各号	法人の種類	区分	税率		
			法人事業税	特別法人 事業税	法人県民税 法人税割
1号 2号、 3号及 び4号以 外の事 業	① 普通法人、 公益法人等 人格のない 社団等 (②、③ を除く)	所得のうち年400万円以下の金額	※4	3.5%	37%
		所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	※4	5.3%	
		所得のうち年800万円を超える金額	※4	7.0%	
		本県と他の2以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの		7.0%	
	② 外形標準 課税法人 (※1)	所得割		1.0%	260%
		附加価値割		1.2%	-
		資本割		0.5%	-
	③ 特別法人 (※2)	所得のうち年400万円以下の金額	※4	3.5%	34.5%
		所得のうち年400万円を超える金額	※4	4.9%	
		本県と他の2以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの		4.9%	
2号	電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く)、導管ガス供給業、保険業、貿易保険業	収入割	1.00%	30%	
3号	電気供給業(小売電気事業等、 発電事業等及び特定卸供給事業)	①及び③の法人	収入割	0.75%	40%
		所得割		1.85%	-
		②の法人	収入割	0.75%	40%
			付加価値割	0.37%	-
			資本割	0.15%	-
			収入割	0.48%	62.5%
4号	特定ガス供給業		付加価値割	0.77%	-
			資本割	0.32%	-

備考

※1 以下のいずれかの条件を満たす法人。(公共法人・公益法人及び特別法人等を除く)

- ・資本金が1億円を超える法人
 - ・前事業年度に外形標準課税法人であって、当該事業年度末における資本金の額が1億円以下であり、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人(令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用)
 - ・当該事業年度末における資本金の額が1億円以下であり、特定法人との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人又は100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超える法人(令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用)
- なお、特定法人とは、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人(地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる法人を除く)及び保険業法に規定する相互会社(外国相互会社を含む)。

※2 第72条の24の7第7項各号に掲げる協同組合等及び医療法人

※3 ただし、資本金の額又は出資金額が1億円以下の法人(「保険業法に規定する相互会社」、「資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社」、「投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人」、「法人課税信託に係る受託法人」を除く)で、かつ、法人税割額の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下(※4)の法人は、1.0%

※4 事業年度が1年に満たない法人については、1,000万円(法人県民税法人税割)又は各区分(所得割)に月数を乗じて得た額を12で除して得た額と読み替えてください。(月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じた時は、1月とする。)